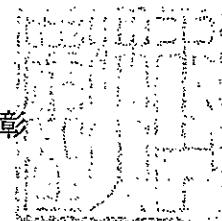


24 消安第3490号  
平成24年10月26日

厚生労働大臣 三井 辨雄 殿

農林水産大臣 郡司 章



動物用医薬品の使用基準の改正に係る意見の聴取について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項及び第83条の5第1項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）を別紙のとおり改正することについて、同法第83条の4第3項及び同法第83条の5第2項において準用する同法第83条の4第3項の規定に基づき意見を求める。

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の改正案及び動物用医薬品の使用の規制に関する省令の改正案の概要

1 薬事法における未承認医薬品及び動物用医薬品等の使用の規制について

食用に供される動物に使用する未承認医薬品並びに動物用医薬品及び人用医薬品(以下「医薬品等」という。)については、当該動物の肉、乳などの畜産物に医薬品等の成分が残留し、人の健康を損なうことのないよう、薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第83条の3、第83条の4第1項及び第2項並びに第83条の5第1項及び第2項の規定に基づき、医薬品等の使用の禁止や使用に際しての基準を定めることができることとされており、未承認医薬品については薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令(平成15年農林水産省令第70号。以下「使用禁止特例省令」という。)により、動物用医薬品については動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和55年農林水産省令第42号。以下「使用規制省令」という。)によりそれぞれ規定されている。具体的な内容については、次のとおり。

(1) 未承認医薬品の使用の禁止について

未承認医薬品については、法第83条の3本文の規定により原則として対象動物(牛、馬、豚、鶏、うずら、蜜蜂及び食用に供されるために養殖されている水産動物をいう。以下同じ。)への使用が禁止されている一方、使用禁止特例省令において、試験研究目的で使用する場合や、獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で医薬品を当該対象動物に使用する場合等には、同条本文の規定の適用を受けないこととされている。

(2) 動物用医薬品の使用の規制について

動物用医薬品については、法第83条の4第1項の規定に基づき、適正に使用されなければ人の健康を損なうおそれのある畜産物が生産される可能性のあるものについて、使用することができる対象動物、用法及び用量並びに使用禁止期間といった使用者が遵守すべき基準等(以下「使用基準」という。)が使用規制省令により定められている一方、同条第2項ただし書の規定により、獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の治療又は予防のためやむを得ないと判断した場合であって一定の基準に沿って使用するときは、使用基準によらない使用(以下「適用外使用」という。)が認められている。

(3) 人用医薬品の使用の規制について

人用医薬品については、法第83条の5第1項の規定に基づき、動物用医薬品と同様に、適正に使用されるのでなければ人の健康を損なうおそれのある畜産物が生産される可能性のあるものについて、使用基準を設けることができることとされているところ、現在は、当該使用基準は設けられていない。

## 2 改正の趣旨

人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある医薬品等に含まれる化学物質について、国際的に食用動物への使用の禁止等が検討されている。我が国では、食品衛生上から食品に含まれてはならないとされている化学物質は、食用動物用の動物用医薬品として承認されていないが、このような国際的な状況を受け、制度上も、

- ①人の健康に懸念のある物質を含有する未承認医薬品が対象動物に使用されることを禁止し、
- ②人の健康に懸念のある物質を含有する犬猫用等の動物用医薬品について、一般の使用者及び獣医師により食用に供される対象動物に使用されることを禁止するとともに、
- ③人の健康に懸念のある物質を含有する人用医薬品についても、新たに一般の使用者及び獣医師により食用に供される対象動物に使用されることを禁止することとする。

## 3 改正の内容

### (1) 使用禁止特例省令

未承認医薬品のうち、以下の成分を含有するものについて、獣医師の診療に係る法第83条の3本文の規定の適用を受けない場合から除外する。

カルバドックス、クマホス、クロラムフェニコール、クロルプロマジン、  
ジエチルスチルベストロール、ジメトリダゾール、ニトロフラゾン、  
ニトロフラントイソ、フラゾリドン、フラルタドン、マラカイトグリーン、  
メトロニダゾール、ロニダゾール

### (2) 使用規制省令

① 動物用医薬品のうち、以下の成分を含有するものについて、食用に供される対象動物への使用を制限し、かつ、獣医師による適用外使用も制限する。

クロラムフェニコール、ニトロフラゾン、マラカイトグリーン

② 人用医薬品のうち、以下の成分を含有する物について、食用に供される対象動物への使用を制限し、かつ、獣医師による適用外使用も制限する。

クロラムフェニコール、クロルプロマジン、メトロニダゾール

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文  
○薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

薬事法（以下「法」という。）第八十三条の三ただし書の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 （略）

二 獣医師がその診療に係る対象動物の疾病的診断、治療又は予防の目的で医薬品（別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。次号において同じ。）を当該対象動物に使用する場合

三 対象動物の所有者又は当該対象動物を管理する所有者以外の者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物の運送の委託を受けた者を除く。）が、当該対象動物を診療した獣医師から交付された医薬品を用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意についての当該獣医師の指示に従い当該対象動物に使用する場合

四 （略）

薬事法（以下「法」という。）第八十三条の三ただし書の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 （略）

二 獣医師がその診療に係る対象動物の疾病的診断、治療又は予防の目的で医薬品を当該対象動物に使用する場合

三 対象動物の所有者又は当該対象動物を管理する所有者以外の者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物の運送の委託を受けた者を除く。）が、当該対象動物を診療した獣医師から交付された医薬品を用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意についての当該獣医師の指示に従い当該対象動物に使用する場合

四 （略）

（新設）

別表

一	カルバドシクス
二	クマホス
三	クロラムフェニコール
四	クロルプロマジン
五	ジエチルスチルベストロール
六	ジメトリダゾール
七	ニトロフラグラン
八	ニトロフラントイド
九	フランゾリドン
十	フルタドン
十一	マラカイトグリーン

三十一  
三十  
三十

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の全部を改正する省令（案）  
 （動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）新旧対照条文）

（傍線部分は変更部分）

制 定 案	現 行
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令	動物用医薬品の使用の規制に関する省令
（定義）	（定義）
第一条 この省令において「動物用医薬品」とは、薬事法（以下「法」という。）第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。	第一条 この省令において「医薬品」とは、専ら動物のために使用される（）とが目的とされている医薬品をいう。
2 この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品（動物用医薬品を除く。）をいう。	2 この省令において「医薬品」とは、薬事法（以下「法」という。）第八十三条第一項第二号ロに規定する対象動物をいう。
3 この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。	3 この省令において「対象動物」とは、薬事法（以下「法」という。）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。
（動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準）	（対象動物）
第二条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。	第二条 この省令において「対象動物」とは、薬事法（以下「法」という。）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。
一 別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「動物用医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。	一 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品は、それぞれ、当該医薬品の種類に応じこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。
二 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量（当該医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該医薬品を加えて使用する場合にあつては、その用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量）により使用しなければならないこと。	二 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量（当該医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該医薬品を加えて使用する場合にあつては、その用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量）により使用しなければならないこと。

三 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間を除く期間において使用しなければならないこと。

四 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

(獣医師の動物用医薬品の使用の特例)

第二条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第一の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがある生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式第一号の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

2) 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第二号の出荷禁止指示書により指示しなければならない。

(動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

(獣医師の使用の特例)

第四条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがある生産物を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するときは、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

(帳簿の記載)

第五条 使用者は、別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

一 当該動物用医薬品を使用した年月日	二 当該動物用医薬品を使用した場所
三 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴	四 当該動物用医薬品の名称
五 当該動物用医薬品の用法及び用量	六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日
七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物の肉、乳その他食用に供される生産物を食用に供するために出荷してはならない旨	(医薬品の使用者が遵守すべき基準)
八 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「医薬品使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。	九 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用するときは、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。
(獣医師の医薬品の使用の特例)	
第十条 獣医師は、法第八十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。	

(医薬品の使用に係る帳簿の記載)

一 当該医薬品を使用した年月日	二 当該医薬品を使用した場所
三 当該使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴	四 当該医薬品の名称
五 当該医薬品の用法及び用量	六 当該使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためと殺し、若しくは水揚げ又は出荷することができる年月日
七 当該医薬品の用法及び用量	八 当該医薬品の用法及び用量
九 当該医薬品の用法及び用量	十 当該医薬品の用法及び用量

第七条 医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するものとしめなければならない。

- 一 当該医薬品を使用した年月日
- 二 当該医薬品を使用した場所
- 三 当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 四 当該医薬品の名称
- 五 当該医薬品の用法及び用量
- 六 当該医薬品使用対象動物の肉、その他食用に供される生産物を食用に供するためには申請してはならない旨

別表第1 (第2条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略
アミトラズを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂（採蜜しているものを除く。）	蜜蜂の巣板4枚当たり0.5g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	—
略	略	略	略
オキソリン酸を有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
略	略	略	略

別表第1 (第3条関係)

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略
アミトラズを有効成分とする懸垂剤	みつばち（採蜜しているものを除く。）	みつばちの巣板4枚当たり0.5g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	—
略	略	略	略
オキソリン酸を有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
略	略	略	略

フルバリネットを有効成分とする懸垂剤	<u>蜜蜂</u>	蜜蜂の巣板4枚当たり0.9g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	食用に供する蜂蜜及び他の生産物を生産している期間
略	略	略	略
ミロサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	<u>蜜蜂</u>	7日量として蜜蜂の育児箱1箱当たり75mg(力価)以下の量を飼料に混じて250gとしたものを経口投与すること。	食用に供する蜂蜜及び他の生産物を生産する前14日間
略	略	略	略

- 注 1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。
- 2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。
- 3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に投与する動物用医薬品をいう。
- 4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水又は海水に添加し、又は混和して浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法によ

フルバリネットを有効成分とする懸垂剤	<u>みつばち</u>	みつばちの巣板4枚当たり0.9g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	食用に供するはちみつ及び他の生産物を生産している期間
略	略	略	略
ミロサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
<u>みつばち</u>	<u>みつばち</u>	7日量としてみつばちの育児箱1箱当たり75mg(力価)以下の量を飼料に混じて250gとしたものを経口投与すること。	食用に供するはちみつ及び他の生産物の生産前14日間
	略	略	略

- 注 1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加、混和又は浸潤して投与する医薬品をいう。
- 2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加又は混和して投与する医薬品をいう。
- 3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する医薬品をいう。
- 4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水又は海水に添加又は混和して浸漬する方法により投与する医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法によ

り投与する動物用医薬品をいう。

- 6 「子宮・臍内投与剤」とは、子宮内又は臍内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 7 「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 8 「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 9 「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 10 「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 11 「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 15 「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 16 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 17 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第2(第2条関係)

<u>動物用医薬品</u>	<u>動物用医薬品 使用対象動物</u>	用法及び用量	使用禁止期間
---------------	--------------------------	--------	--------

より投与する医薬品をいう。

- 6 「子宮・臍内投与剤」とは、子宮内又は臍内に注入又は挿入する方法により投与する医薬品をいう。
- 7 「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧又は注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 8 「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧又は注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 9 「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する医薬品をいう。
- 10 「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する医薬品をいう。
- 11 「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する医薬品をいう。
- 12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する医薬品をいう。
- 14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する医薬品をいう。
- 15 「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する医薬品をいう。
- 16 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 17 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第2(第3条関係)

<u>医薬品</u>	<u>使用対象動物</u>	用法及び用量	使用禁止期間
------------	---------------	--------	--------

略	略	略	略
---	---	---	---

- 注 1 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する動物用医薬品をいう。
- 2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。
- 3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。
- 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する動物用医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 6 「子宮・臍内投与剤」とは、子宮内又は臍内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

略	略	略	略
---	---	---	---

- 注 1 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する医薬品をいう。
- 2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加、混和又は浸潤して投与する医薬品をいう。
- 3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加又は混和して投与する医薬品をいう。
- 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 6 「子宮・臍内投与剤」とは、子宮内又は臍内に注入又は挿入する方法により投与する医薬品をいう。
- 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第3(第2条及び第3条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコール を有効成分とするもの	対象動物	食用に供するため に出荷する動物への 使用

<u>ニトロフラゾンを有効成分とするもの</u>	<u>対象動物</u>	<u>食用に供するために出荷する動物への使用</u>
<u>マラカイトグリーンを有効成分とするもの</u>	<u>対象動物</u>	<u>食用に供するために出荷する動物への使用</u>

別表第4（第5条及び第6条関係）

<u>医薬品</u>	<u>医薬品使用対象動物</u>	<u>使用禁止用途</u>
<u>クロラムフェニコールを有効成分とするもの</u>	<u>対象動物</u>	<u>食用に供するために出荷する動物への使用</u>
<u>クロルプロマジンを有効成分とするもの</u>	<u>対象動物</u>	<u>食用に供するために出荷する動物への使用</u>
<u>メトロニダゾールを有効成分とするもの</u>	<u>対象動物</u>	<u>食用に供するために出荷する動物への使用</u>

別記様式第1号（第3条関係）

出荷制限期間指示書
年 月 日

別記様式（第4条関係）

出荷制限期間指示書
年 月 日

指示に係る動物の所有者又は  
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所  
氏名

印

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指 示 年 月 日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動 物	生 産 物
年 月 日	月 日まで	月 日(時)まで

4 参考事項

備 考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品を投与すべき時期を記載すること。

指示に係る動物の所有者又  
は管理者の住所及び氏名

獣医師の住所  
氏名

印

動物用医薬品の使用の規制に関する省令第4条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭数
- 2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指 示 年 月 日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動 物	生 産 物
年 月 日	月 日まで	月 日(時)まで

4 参考事項

備 考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に医薬品を投与させる場合に、当該医薬品の品名、用法及び用量並びに当該医薬品を投与すべき時期を記載すること。

別記様式第2号(第3条及び第6条関係)

出荷禁止指示書

年    月    日

指示に係る動物の所有者又は  
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所

氏名

印

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条第2項及び  
第6条の規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはな  
らないことを指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名

指 示 年 月 日	使 用 動 物 用 医 薬 品 名 又 は 使 用 医 薬 品 名
<u>年   月   日</u>	

4 参考事項

備 考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は医薬品を投与すべき時期を記載すること。